

弁護士同席の消費生活相談

消費生活相談の中で、特に法的な判断や専門的な見解が必要となってくる相談に、弁護士と消費生活相談員が応じます。

商品・サービスに関する消費生活上のトラブルや悪質商法の被害にあってしまった場合など、弁護士による消費生活相談をご利用ください。



✧ 日にち 令和3年1月26日(火)

令和3年3月16日(火)

✧ 時間 午後1時30分から4時30分まで

✧ 場所 みよし市役所4階 相談室11

✧ 定員 それぞれ先着で4人

※相談時間は、1人40分程度です。

✧ 相談料 無料

✧ 申込み 相談希望日の前日までに産業課へ電話

(Tel 32-8015)、または直接

※ただし、定員に満たなかった場合は、当日申込み可

◆◆◆◆◆ みよし市消費生活センターのご案内 ◆◆◆◆◆

専門の消費生活相談員による消費生活相談窓口を開設しています。

* 相談日 月曜日、水曜日 午前9時～正午

木曜日、金曜日 午後1時30分～午後4時30分

* 場所 みよし市役所4階 相談室11

問合せ先 産業課 電話：32-8015